

仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第一条中「第四十六条第二項」の下に「（法第五十四条の三において準用する場合を含む。）」を加え、

「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

本則に次の一条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第三条 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。